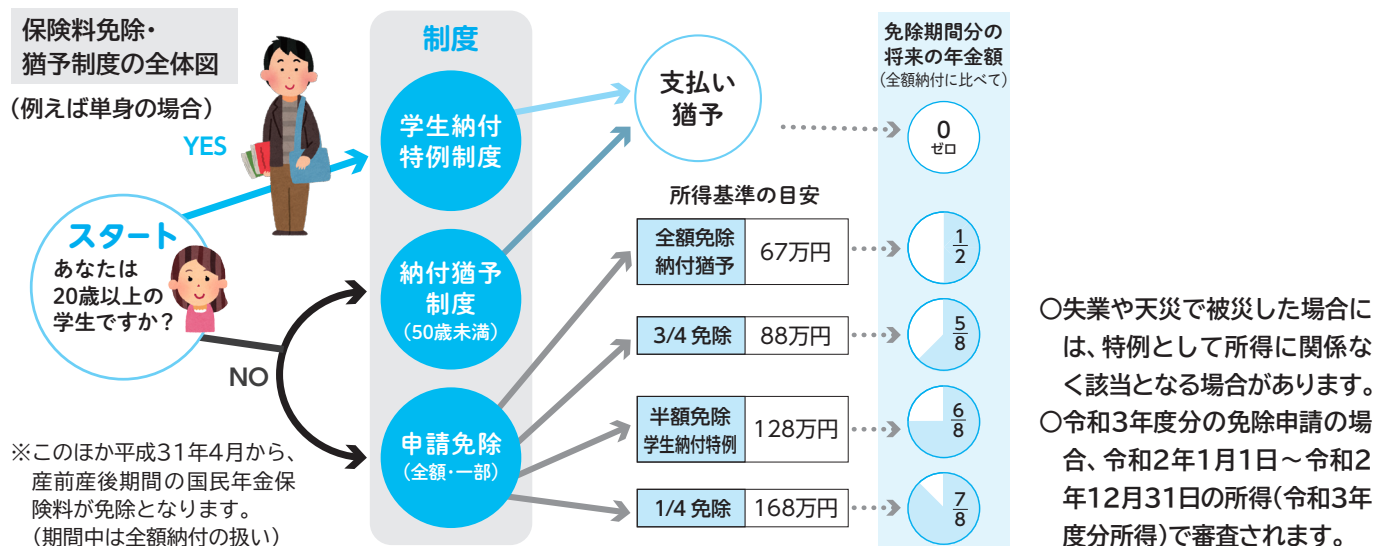


国民年金保険料には免除制度があります

国保年金課 ☎43-9079 国八戸年金事務所 ☎44-1742(案内2→2)

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合は、所得などの一定要件を満たすと納付が免除や猶予となる「**免除制度**」「**納付猶予制度**」「**学生納付特例制度**」があります。

保険料の免除や猶予を受けずに保険料を納めないままにしておくと、将来、老齢基礎年金を受けられなくなったり、万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられなくなったりする場合があります。



免除・納付猶予の承認を受けると？

	月々の納付額	年金を受けるとき※
全額免除	全額免除	免除の区分に応じて一定の割合が年金額に算定されます。
一部免除		【(例)全額免除の場合】
4分の3免除	4,150円	保険料を全額納付した場合と比べて、1/2が年金額に反映されます。
半額免除	8,310円	
4分の1免除	12,460円	
納付猶予・学生納付特例	全額猶予	年金額への反映なし

※免除・納付猶予の承認を受けた期間中は、年金を受給するために最低必要な受給資格期間や、障害年金・遺族年金を受給するために必要な期間にも含まれます。
受給資格期間は、現在10年です。

【将来の年金額を増やすために】 免除や納付猶予を受けた場合、10年以内であれば追納できます。ただし、3年度目からは当時の保険料に加算額がつきます。



一部免除が承認されても、減額された保険料を納付しないと未納と同じになり、受給資格期間に含まれません。追納もできません。

免除申請手続きは？

7月～4年6月分の免除・納付猶予申請は、7月1日(木)から受け付けします。なお、4月～4年3月分の学生納付特例や、産前産後期間の免除は受付中です。

※新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難になった場合は、国保年金課へお問い合わせください。

●場 所 ▷市庁本館1階 国保年金課7番窓口 ▷八戸年金事務所

※各市民サービスセンター・南郷事務所は、学生納付特例のみ受け付け

●持ち物 ▷マイナンバーが分かるもの▷年金手帳または基礎年金番号通知書▷離職票または雇用保険受給資格者証(失業の場合)▷学生納付特例申請の人は学生証の写しまたは在学証明書▷産前産後免除申請の人は母子健康手帳▷このほか、過去の世帯状況などが分かる書類を提出していただく場合もあります。

【代理人が申請する場合には上記のほかに次のものがが必要です】

委任状、代理人の本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など代理人の住所が確認できるもの)